

相談室だより

5月号

(No. 155号)

平成22年5月1日発行

熊取療育園 木目談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

利用者負担の変更

《^{さくねんど} 昨年度までの^{ふたんじょうげんがくいちらん} 負担上限額一覧》

		居宅 サービス 通所 サービス	入所 サービス 20 歳 以上	入所 サービス 20 歳 未満	補装具
生活保護		0 円	0 円	0 円	0 円
非課税	低所得 1	1500 円	0～ 15000 円	3500 円	15000 円
	低所得 2	3000 円 通所は 1500 円	0～ 24600 円	6000 円	24600 円
一般 (課税)	※①	9300 円 児童は 4600 円	37200 円	9300 円	37200 円
	※②	37200 円 児童は 4600 円			
	※③	37200 円		37200 円	全額 自己 負担
	※④				

※…市町村民税所得割が、①16万円未満、②28万円未満、③46万円未満、④46万円以上

障害者自立支援法で決められている福祉サービスの利用料について、「1割負担」と呼ばれる利用者負担が4月から変更されてい

ます。その対象となる方には、すでに新しい受給者証が届いて、ほとんどの方がご存知かと思いますが、改めてこの紙面でも説明したいと思います。

変更されたのは、低所得（市町村民税非課税）の方についてで、利用者負担が0円となりました。これまでは所得や使うサービスによって、1500円や3000円、補装具については15000円や24600円の上限で、使った分の

1割を負担することになっていました。それが0円となったわけです。ただし、施設における食費など、実費

につ

いてはこの変更に含まれません。サービスを利用して、この変更該当の方（非課税の方）は、4月分の支払い額がいつもより変わると思います。「自分はこの変更にあてはまるのかな？」など、わからないことがあれば、相談室にご連絡ください。また、利用者負担のことについては、役場の福祉課でも教えてもらえます。



知識は行動するために活かしたい。しない言い訳を
考えるためには、極力使わずにいたいなあ。(見学)